

共済組合から

資格確認調査を終えて…

あなたの被扶養者は大丈夫？

今年の被扶養者の資格確認調査では、被扶養者がすでに就職しているにも関わらず、取消の手続きが滞っていたという、『うっかり事例』が多く見受けられました。

機会があるごとにお伝えしておりますが、資格喪失後に共済組合の組合員証を使用した場合には、共済組合が負担した医療費及び給付金を一括で返還していただく事になりますので、被扶養者の収入状況にはくれぐれもご注意をお願いします。

また、20歳以上60歳未満の配偶者が遡って被扶養者取消された場合には、国民年金第3号の資格も併せて喪失するため、遡及して国民年金保険料を自分で納付しなければならないという新たな負担も生じます。医療のみならず将来の年金にも多少なりに影響を及ぼしますので、被扶養者の資格を欠く事由が発生した場合には、早急に共済組合まで連絡ください。

今回の調査で取消した事例を掲載しますので、一度ご確認ください。

今年度の取消事例

事例1 遠隔地に住んでいる被扶養者がすでに就職しており、就職先で健康保険に加入していた。

結果

被扶養者が他の健康保険に加入した場合は共済組合の被扶養者認定から外れることとなります。取消の手続きをお願いします。離れて暮らしている**被扶養者の現況確認**については見落としの無いようお願いします。

(取消日：就職した年月日)

事例2 被扶養者の父が厚生年金以外に個人年金を受給していた。

結果

生命保険契約等の個人年金及び貯蓄型の個人年金は公的年金等と同じ税法上の雑所得であるため**公的年金と同様に支払を受けた年金額を恒常的な収入としてみますのでそれらを合わせた金額が認定基準年額の180万円を超えている場合**は取消になります。

事例3 子の扶養を組合員につけていたが、組合員より配偶者の方が収入が多くなっていた。

結果

夫婦共同扶養の観点から、**収入の多い方に子どもの扶養をつけていただきます**。この事例の場合は、子供を配偶者に扶養替えし、組合員の方は被扶養者取消手続きをしていただくこととなります。

ただし、夫婦の収入の差が多い方からみて1割以内であれば、夫婦どちらにつけていただいてもかまいません。

(取消日：配偶者が給与所得者の場合…収入を比較した年の翌年1月1日)
(配偶者が事業収入の場合…確定申告書の税務署等受付日)

事例4 被扶養者である子がアルバイトをしており所得証明書の金額は130万円未満だったが、給与明細を確認すると月額108,334円以上となる月が3ヶ月以上連続していた。

結果

アルバイト等の収入月額が変動する仕事の場合は、年額の基準額130万円と合わせて**月額基準額108,334円以上となる月が3ヶ月以上連続すると**、年間収入が130万円を見込まれるとして、取消となります。

(収入月額が108,334円以上となる月が3ヶ月連続した3月目の給料日の翌日をもって取消日とします。)